

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	心身障害者医療システム 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平群町は、心身障害者医療費助成事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

平群町長

## 公表日

令和4年11月30日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障害者医療費の助成業務
②事務の概要	医療費にかかる心身障害者の負担を軽減することを目的として、心身障害者医療費助成制度を実施している。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①心身障害者医療の認定審査、実施対象者把握
③システムの名称	心身障害者医療システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者医療情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 平群町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 平群町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の事務及び特定個人情報を定める規則第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I－1－②事務の概要	医療費にかかる心身障害者の負担を軽減することを目的として、心身障害者医療費助成制度を実施している。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①心身障害者医療の認定審査、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの心身障害者医療データ提供	医療費にかかる心身障害者の負担を軽減することを目的として、心身障害者医療費助成制度を実施している。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①心身障害者医療の認定審査、実施対象者把握	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	I－1－③システムの名称	心身障害者医療システム	心身障害者医療システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	見直しによる追記
令和1年6月1日	I－2. 特定個人情報ファイル名	心身障害者医療情報ファイル	心身障害者医療情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	見直しによる追記
令和1年6月1日	I－3. 個人番号の利用	平群町心身障害者医療費助成条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 平群町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 平群町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の事務及び特定個人情報を定める規則第4条	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	I－4－②法令上の根拠	番号法第9条の2	番号法第19条第8号	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	I－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	平群町長	総務防災課	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	I－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	平群町 総務防災課	福祉課	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	平成26年9月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成26年9月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	IVリスク対策	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和2年4月1日	I－5－①部署	福祉課	福祉こども課	事前	課名変更
令和2年4月1日	I－5－②所属長	福祉課長	福祉こども課長	事前	課名変更
令和2年4月1日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉課	福祉こども課	事前	課名変更
令和3年4月1日	I－5－①部署	福祉こども課	健康保険課	事後	担当課変更
令和3年4月1日	I－5－②所属長	福祉こども課長	健康保険課長	事後	担当課変更
令和3年4月1日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉こども課	健康保険課	事後	担当課変更
令和4年11月30日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	見直しによる変更
令和4年11月30日	II しきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	見直しによる変更
令和4年11月30日	II しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	見直しによる変更